広島自治体問題研究所主催　市民公開講座「地方創生・広域連携は福山に何をもたらすか？」

リム・ふくやま、2016年1月31日

報告「連携中枢都市　福山のねらいは？」　村上　博（広島修道大学）

はじめに

・圏域の核となる福山市は、江戸時代の福山藩が基礎で、明治の廃藩置県で福山県となり、その後、一部を岡山県地域に包含されながら、一度はすべて岡山県になり、1876年に現在の福山市、尾道市の一部、府中市、神石高原町が広島県に移管され、現在に至る。

・福山地方拠点都市地域に指定→基本計画（1993年4月）

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」の地域指定

　　地域：福山市、尾道市、府中市、御調町、向島町、内海町、沼隈町、神辺町、新市町

　　2008年3月に基本計画の見直し

・備後圏域では、2011年度に備後圏域連携協議会（2市6町の首長）を立ち上げる。こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などに取り組んできた。

・福山市が2014年6月27日付けで、「平成26年度新たな広域連携モデル構築事業」（地方自治体間の新たな広域連携協約締結に向けた取組及び関係者間の調整を推進することを目的とした国の委託事業）である連携中枢都市圏（地方中枢拠点都市圏）の実施団体として採択された。福山の圏域自治体は、福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町（広島県）ならびに笠岡市および井原市（岡山県）の８市町である。県境を越えて岡山県の2市も入っている。

・福山市長が2015年2月24日の市議会において「連携中枢都市宣言」を行い、「びんご圏域ビジョンー成長戦略2015」が策定され、3月25日に連携協約が締結された。２015年6月2日付けで「平成27年度新たな広域連携促進事業」の実施団体として採択され、今年度は「土台づくりに取り組」んでいる（市長）。

・連携中枢都市圏構想は国家政策

今、進められている連携中枢都市圏構想は、地方創生に向けた主な施策の１つであり、「再生」という言葉を使わずに、ゼロからの出発を意味する「創生」という言葉をあえて使っている。経済政策としては、成長戦略（アベノミクスの第3の矢）の一環である。地域経済を現に担っている既存の中小企業や農家、共同組合の投資力を高めるところに焦点を置いていない（岡田）。制度論としては道州制導入のための条件整備としての役割を果たし、連携「中枢」都市に「近隣」市町が事実上従属する上下関係であり、新たな自治体合併をもたらす可能性もあり、憲法原理である地方自治の保障に逆行する。

・地方創生の「福山市総合戦略」：びんご圏域ビジョンがベースとなる。

　　「びんご圏域ビジョン」の実現のためには、連携中枢都市である福山市に活力と成長力があり、圏域のリーダーとしての責任と役割を果たさなければならない。連携中枢都市である福山市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた戦略と施策を位置付けたものが「福山市総合戦略」である。

←内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略の策定について」（2015年4月16日）

　　圏域設定を行った取組（連携中枢都市圏）など、市町村連携に関する施策に積極的に取り組むことが期待される。（策定のポイント４(1)市町村間の連携）

１．連携協約

・別表取組２：高次の都市機能の集積・強化、(2)広域的な都市基盤の整備

福山市の役割分担及び費用負担：

　　　都市機能等の立地に関する計画策定、広域的な公共交通網の整備や公共施設の在り方の調査・研究に取り組むとともに、広域的な調整を行う。事業実施に必要な費用を負担する。

・びんご圏域活性化戦略会議（2014年7月17日設置）

　　びんごビジョンを推進するため、会議が設置され、「地域経済活性化」、「都市機能」及び「住民サービス」の各研究部会が設置されている。このうち、「都市機能」研究部会の「都市基盤」というテーマに関し、都市基盤連絡会議（6市２町）がある。「コンパクト+ネットワーク」の考え方で都市づくりを進めて行く。

テーマ：①立地適正化計画の策定および②公共施設の広域的な管理・運用等

　戦略会議(2016年2月)：ビジョン更新（新規事業）

1. 立地適正化計画

都市のコンパクト化のためのスタンダードな手段として利用が期待される制度として、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（2014年8月1日施行）によって、立地適正化計画制度が導入された。市町域を越えて広域の生活圏や経済圏が形成されている場合には、当該複数の市町が連携して立地適正化計画を作成する。

・備後圏域立地適正化計画等連絡調整会議（各市町担当課との意見交換）

　　8月17日、10月20日開催

　　　国土交通省、広島県、岡山県が参加

1. 地域公共交通網形成計画

立地適正化計画制度にとって、公共交通はネットワークの形成を図る上で主役といえる部分である。立地適正化計画を作成する際、地域公共交通の再編等が必要と考えられる場合には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画を併せて作成することが重要となる。

　第10回福山市生活バス交通利用促進計画推進委員会（2015年8月19日）

　　第2号議案：地域公共交通網形成計画について

笠岡市が連携して策定する意向。

1. 公共施設等総合管理計画

・公共施設の広域的な管理・運用等に関する関係課長会議

　　10月7日開催

・福山市公共施設サービス再構築基本方針（2013年3月）

　　第4次福山市総合計画（2006年）に掲げるまちづくりの公共施設部門

　　公共施設サービス再構築の３つの柱：

①適正配置・保有総量の縮小、②効率的・効果的な活用、③計画的保全・長寿命化

・総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（2014年4月22日）

・総務省「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」(同上)

　　統合や廃止の推進方針等

　　圏域等においては、隣接する市町を含む広域的な視野をもって計画を検討する。

　　合併自治体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていることから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していく。

　　2014年度予算から公共施設等総合管理計画の作成に対し特別交付税による予算措置を3年間講じ、地方財政法改正を通じた公共施設等の除去に対する地方債の特例措置（充当率75％）を当分の間実施し、15年度からは施設を集約する事業に充てる「最適化事業債」の発行も認めたことに基づく。

・福山市教育委員会：市内９小学校+３中学校の統合計画

　　市教委「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」（2015年6月）

　　市教委「福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第1要件）」（2015年8月）

　　　基本方針に基づき学校規模と学校配置の適正化を進める。

　　　→小規模校の統合計画

　　　2020年度までの早い時期の開校をめざす。

・福山市地域交流施設等再整備基本方針（2015年６月）

（仮称）交流館を小学校区に再整備（広報ふくやま2015年8月号7頁）

　　法律・用途ごとに、公民館、コミュニティセンター、ふれあいプラザ等の複数の施設が整備されているが、（仮称）交流館として1か所に集約・複合化

・市立保育所の民営化

・水道料金の値上げ